

平成 26 年 4 月 14 日

平成 26 年度復興庁調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日付け行政改革推進本部決定）に基づき、P D C A サイクルにより、透明性を確保しつつ、自立かつ継続的に調達改善に取り組むため、復興庁調達改善計画を策定する。

2. 調達の現状分析

（1）平成 24 年度の復興庁における契約（庁費、土地建物借料、委託費等）の契約件数は 1,141 件、契約金額（支払ベース）は 1,439 百万円である。契約方式ごとの契約の状況（少額随意契約を除く）は、表 1 のとおりである。

表 1. 平成 24 年度の契約方式ごとの契約の状況

| 契約方式 | | 契約件数 | 割合 | 契約金額 | 割合 |
|------------|----------------|------|--------|-----------|--------|
| 競争性のある契約 | 一般競争入札 | 46 件 | 54.8 % | 424 百万円 | 32.6 % |
| | 企画競争・公募による随意契約 | 3 件 | 3.6 % | 43 百万円 | 3.3 % |
| | 小 計 | 49 件 | 58.3 % | 468 百万円 | 35.9 % |
| 競争性のない随意契約 | | 35 件 | 41.7 % | 834 百万円 | 64.1 % |
| 合 計 | | 84 件 | 100 % | 1,302 百万円 | 100 % |

※少額随意契約を除く。

（2）競争性のない随意契約は、①事務所や駐車場の賃貸借契約（契約件数12件、契約金額201百万円）、②賃貸借をしている事務所の館内規約等に基づく清掃等の契約（契約件数7件、契約金額169百万円）、③福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等に係る市町村との契約（契約件数12件、契約金額444百万円）等である。

また、一般競争入札 46 件のうち、一者応札となった案件は 6 件となっている。

3. 継続的な取組等

（1）随意契約への対応

随意契約については、復興庁入札・契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。

(2) 一者応札への対応

一者応札については、仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者に対し、参加しなかった理由を調査し、改善策を検討することにより、一者応札の改善を図る。

(3) 汎用的な物品・役務の調達

汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。

(4) 職員のスキルアップ

内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。

4. 実施状況の把握

本計画の実施状況については、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に取りまとめる。

5. 自己評価の実施

調達改善状況の自己評価については、本計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、その結果を今後の取組や調達改善計画の策定に反映させる。

6. 推進体制

調達改善を推進するため、「復興庁調達改善推進チーム」を設置する。

| | |
|--------|-------------|
| 統括責任者 | 審議官（会計担当） |
| 副統括責任者 | 参事官（会計担当） |
| メンバー | 企画官（会計担当） |
| | 参事官補佐（会計担当） |

7. その他

本計画の実施状況等は、ホームページにおいて公表する。